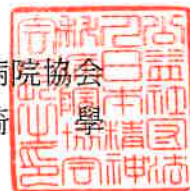


厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學**新型コロナウイルス感染症陽性の精神疾患を有する患者に関する要望（その2）**

当協会会員病院においては、社会的使命を果たすため懸命に感染症対策に取り組んでいるところであるが、精神疾患を有する患者は、その疾病特性から手指消毒、マスク装着、外出自粛が困難等により感染予防が難しい側面がある。特に、精神科病院では閉鎖病棟も存在し、病棟内でのソーシャルディスタンスの確保、アルコールやソープ等消毒剤設置（誤嚥の発生）、マスク装着等の衛生管理の徹底が難しく、医療スタッフが感染対策を懸命に施しても、一旦、ウイルス等による感染症が侵入すると、蔓延しやすい環境にある。

このような中、当協会では「新型コロナウイルス感染症対応状況及びワクチン接種状況に関する調査」を実施したところ、令和3年8月23日時点において感染者が発生した会員病院は310病院、総感染者数は5,091名（患者3,602名・職員1,489名）、そのうち感染者の累計が5名以上の病院は120病院であった。当協会としては新型コロナウイルス感染症の発生当初より精神疾患の治療に特化している精神科病院は感染症に対する専門的な治療には限界があり、精神科病院でコロナ陽性患者が発生した場合には、速やかに転院出来るよう要望しているところである。しかしながら、今回の調査では精神科病院の医師が転院の必要性を判断し、要請したにも関わらず、転院できず死亡された方が200名を超えていることが判明し、極めて由々しき事態であると認識している。患者の生命を守るため貴殿におかれましては下記について至急ご対応頂きますよう要望いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症患者が重症化した場合は、原則、感染症専門医療機関で対応すべきことは周知の事実である。精神疾患を有する患者においても、新型コロナウイルス感染症に罹患し、医師がその重症化により転院が必要と判断した際には、患者の生命を守るため自治体首長の責任において遅滞なく対応し、感染症医療、精神医療の両面から必要な医療の提供が円滑に行われる体制を構築することを貴省に改めて強く要望する。
2. ワクチン接種については貴省の事務連絡「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチンの接種体制の確保について」に基づき、精神科病院への速やかなワクチン供給を要望する。
3. 精神疾患で入院する患者については、精神症状によりワクチン接種の意思の確認が困難な場合や、接種券の回収が難しい場合等があることから柔軟な対応が出来るような措置を講じることを要望する。

以上